

# 資料 2

## 平成26年度（第42回）全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

- 1 日 時 平成26年11月19日（水）14:00～17:00 会議  
20日（木）8:00～12:30 視察
- 2 場 所 秋田キャッスルホテル
- 3 出席者 鳥取海区漁業調整委員会 田口会長、宮永次長、太田書記
- 4 内 容

### （1）概要

全国海区漁業調整委員会連合会による次年度の国への要望事項等について協議をした。また、その他案件として、来年度より運用される、太平洋クロマグロの未成魚の漁獲規制について詳細な説明がなされた。

### （2）平成27年度要望事項について

各海区より、合計17の議題が提案された。

（議題の内訳）

- Ⅲ 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整等について
- ・沿岸漁業と大中型まき網の調整について . . . 5題
  - ・クロマグロの資源管理について . . . 3題
  - ・いかつりの光力削減について . . . 1題
- Ⅳ 外国漁船問題等について
- ・外国船の操業秩序、資源管理、監視取締等について . . . 4題  
（鳥取海区提案含む）
- Ⅴ 漁業者の安全確保について
- ・プレジャーボート、ミニボートに対する安全確保について . . . 3題
  - ・外国漁船の対する安全操業、安全航行の確保について . . . 1題  
（鳥取海区提案）

→ いずれの議題も、日本海ブロックの提案として総会に上程されることが議決された。

### （3）次期開催県

鳥取県で開催することを了解した。

### （4）視察

- ・秋田県水産振興センター：主に種苗生産施設を見学
- ・なまはげ館：郷土芸能の歴史を展示

### <来年度の開催予定について>

場所：鳥取市内

時期：11月上旬～中旬

（二日間、初日午後：会議、夜：情報交換会、二日目午前中：視察）

情報交換会：鳥取県の水産物を積極的にPRする内容（食材提供等）

視察

- ・鳥取県漁協研修室：鳥取県の水産関係の先進的取組の紹介
- ・かろいち、かっこ館、わったいなの視察
- ・砂の美術館、鳥取砂丘の見学



# 資料2 参考資料

## 平成26年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議出席者名簿

平成26年11月19日～20日  
於：秋田キャッスルホテル 他

No.	都道府県名	海区名	職名	氏名	11月19日(水)		11月20日(木) (降車希望地)		
					会議	意見交換会	視察	秋田駅	秋田空港
1	水産庁	漁業調整課沿岸・遊漁室	課長補佐	永田 祥久	○	○	○		○
2		漁業調整課沿岸・遊漁室	免許調整係員	古園 勇斗	○	○	○		○
3	北海道	北海道連合海区	副会長	市山 亮悦	○	○	○	○	
4		北海道連合海区	事務局長	眞柄 裕孝	○	○	○		○
5		石狩後志海区	委員	渡辺 安廣	○		○		○
6		石狩後志海区	事務局長	稲山 修一	○		○		○
7		檜山海区	委員	田畑 眞成	○	○	○	○	
8		檜山海区	委員	石橋 満	○	○	○	○	
9		檜山海区	事務局長	鈴木 正弘	○	○	○	○	
10		宗谷海区	委員	和泉 優	○	○			
11		宗谷海区	事務局長	齋藤 弘純	○	○			
12	青森県	青森県西部海区	会長代理	森 長保	○	○	○	○	
13		青森県西部海区	委員	工藤 伍郎	○	○	○	○	
14		青森県海区	事務局長	工藤 敏博	○	○	○	○	
15		青森県海区	主査	小原 勝子	○	○	○	○	
16	山形県	山形海区(全漁調連理事)	会長	加藤 栄	○	○	○	○	
17		山形海区	海区漁業調整主査	高澤 俊秀	○	○	○	○	
18	新潟県	新潟海区	会長	宮島 英雄	○	○	○	○	
19		新潟海区	書記長代理	景山 啓明	○	○	○	○	
20		新潟海区	主事	村木 陽介	○	○	○	○	
21		佐渡海区	会長	野崎 眞澄	○	○	○	○	
22		佐渡海区	書記長代理	樋口 正仁	○	○	○	○	
23	富山県	富山海区	会長	油本 憲太郎	○	○	○		○
24		富山海区	事務局長	武野 泰之	○	○	○		○
25	石川県	石川海区	会長	番匠 栄作	○	○	○	○	
26		石川海区	事務局次長	永井 優	○	○	○	○	
27	福井県	福井海区	会長	高橋 治	○	○			
28		福井海区	書記長補佐	刀禰 幸広	○	○			
29	京都府	京都海区	会長	神田 潔	○	○	○	○	
30		京都海区	事務局次長	久門 道彦	○	○	○	○	
31	兵庫県	但馬海区	会長	吉岡 修一	○	○			
32		但馬海区	事務局長	村口 重治	○	○	○	○	
33		瀬戸内海区(全漁調連事務局)	事務局長補佐	中岸 明彦	○	○			
34	鳥取県	鳥取海区	会長	田口 勝蔵	○	○	○		○
35		鳥取海区	事務局次長	宮永 貴幸	○	○			
36		鳥取海区	書記	太田 太郎	○	○	○	○	
37	島根県	島根県連合海区	事務局長	三浦 順	○	○	○	○	
38		島根海区	事務局員	渡邊 朋英	○	○	○	○	
39	山口県	山口県日本海海区	書記	向井 秀	○	○	○		○
40	福岡県	福岡県連合海区	会長	本田 清一郎	○	○	○	○	
41		福岡県連合海区	技術主査	金澤 孝弘	○	○	○	○	
42	秋田県	秋田海区	会長	佐々木 健	○	○			
43		秋田海区	会長代理	小坂 榮一	○				
44		秋田海区	委員	加藤 和夫	○				
45		秋田海区	委員	船木 律	○	○			
46		秋田海区	委員	三浦 清	○				
47		秋田海区	委員	澤木 國光	○	○			
48		秋田海区	委員	藤田 博英	○				
49		秋田海区	委員	杉本 八十治	○	○			
50		秋田海区	委員	平川 秀三郎	○				
51		秋田海区	委員	後藤 一雄	○	○			
52		秋田県農林水産部	部長	奈良 博	○	○			
53		秋田海区	事務局長	大竹 敦	○				
54		秋田海区	書記	齋藤 寿	○	○	○		
55		秋田海区	書記	三浦 信昭	○	○	○		
56		秋田海区	書記	奥山 忍	○	○	○		
57	秋田海区	書記	大森 章英	○	○	○			

## 平成 27 年度要望事項について

- I 海区漁業調整委員会制度について  
( 該当なし )
- II 沿岸漁場の秩序維持について  
( 該当なし )
- VI 漁業調整事務所の業務の見直しについて  
( 該当なし )

### Ⅲ 沿岸漁業と沖合（指定）漁業との調整等について

青森県西部海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	大中型まき網漁業の操業の適正化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>大中型まき網漁業は、マイワシ、マサバなどの主対象資源が減少してきた結果、近年、その経営維持のため、これまで沿岸漁業者が主に漁獲してきたクロマグロ、ブリ、タイなどの高級魚資源を、圧倒的な設備による一網打尽の小型未成魚の多獲など質より量を重視した操業姿勢などにより、沿岸漁業との間に新たな漁場競合や資源競合などの問題を各地で惹起させ、沿岸漁業者に深刻な問題を提起しています。</p> <p>国がこれまで取り組んできた日本海西部海域でのクロマグロ小型魚の保護措置や未成魚の乱獲防止措置などの一定の御努力には、敬意を表するところですが、秋田県以南の海域において、本県沖を含む日本海を広域的に回遊する複数の資源を大量漁獲している大中型まき網漁船が、ブリ、マグロ、タイなどを大量に漁獲することは、沿岸漁業にも大きな影響を与えることから、さらに踏み込んだ広域的、総合的な漁獲管理が必要と考えるところです。</p> <p>つきましては、以下について国の従来に増しての特段の措置を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資源評価については、沿岸漁業者及び沖合漁業者が共に納得いくような公平性・透明性を確保するとともに、生物学的許容漁獲量に基づくTAC配分については、実績主義に陥らない調和ある適正配分と指定漁業漁獲量管理の厳正化を講じること。</li> <li>2 TAC以外の魚種についても、水産資源の持続的利用と適正配分のために、大中型まき網漁業に対して実効性のある措置と対応を講じること。</li> <li>3 沿岸漁業者と沖合漁業者の漁場の競合及び資源配分を全般的に協議する場としての広域漁業調整委員会を活用すること。</li> <li>4 平成27年から実施が予定されているクロマグロの資源管理について、大中型まき網漁業の規制を強化することにより早急に効果を上げ、早期に零細な沿岸漁業者の負担軽減を図ること。</li> </ol>	

新規要望	○継続要望
議 題	日本海における大中型まき網船団の監視体制の強化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>山形海区では、平成24年度から沿岸漁業者と関係する大中型まき網船団体との間で漁業者協定が締結され、当該まき網船団との漁業調整が大きく前進しました。</p> <p>また、同時期に船舶位置監視システム（VMS）が全船団に設置され、違反操業の抑止効果が期待されました。しかしながら、VMSに関しては、網船への設置であって、船団を構成する探索船、運搬船までは設置されていないため、これらの船の位置までは把握できません。今年度、当海区で禁止区域や協定内容に関して違反の疑いがあるとして漁業者等から寄せられた通報では探索船に関するものが多くあり、VMSによる確認が出来ないため、その真実を明らかにすることは困難でした。</p> <p>については、VMSによる違反操業の抑止効果の向上や沿岸漁業者の不安解消のため、下記の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 大中型まき網船団については、VMSの設置を探索船、運搬船にまで義務づけること。</p>	

○新潟、佐渡、富山、石川、福井海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望	(趣旨説明：新潟・佐渡海区)
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および制限について	
提案理由、要旨等		
<p>沿岸域、特に天然礁においては、依然として大中型まき網漁業による沿岸漁業の重要魚種であるマダイ、ブリ、サバなどの漁獲が頻繁に認められており、大量漁獲による魚価への影響ならびに資源の悪化が懸念されている。さらに、クロマグロの資源管理の強化に伴い、今後、漁獲努力量がこれら魚種へ移行する恐れがあるため、沿岸漁業者の経営に対する影響が危惧される。</p> <p>沿岸の天然礁については、元来から優良漁場として利用・保護されてきており、漁業者の自主的な取り組みのほか、遊漁船業者・プレジャーボート遊漁者とも調整を図るなど、沿岸漁業者が資源の持続的利用に努めている。</p> <p>については、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および天然礁周辺を中心とした沿岸漁業の重要な資源の持続的利用を図るため、下記の事項について要望する。</p>		
記		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 沿岸漁業と大中型まき網漁業者間の調整のための話し合いの場を継続的に設定し、指導助言を行うこと。</li> <li>2 天然礁周辺のまき網操業の規制について、協議の場での積極的な指導・調整を行うこと。</li> <li>3 沿岸漁業と大中型まき網漁業で共通に漁獲されている沿岸漁業の重要魚種に対する適切な資源管理措置を講ずること。</li> <li>4 日本海のブリにおいて未成魚の漁獲を制限する措置を講ずること。</li> <li>5 大中型まき網漁船の本船だけではなく、灯船にもVMSが設置される措置を講じ、より実効のある取り締まりを行うこと。</li> </ol>		

新規要望	○継続要望
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>京都府沿岸海域では、大中型まき網船団が操業禁止区域（距岸3海里）境界付近の天然礁等で繰り返し操業を行い、操業区域違反等が疑われる事例が継続的に発生していたため、府沿岸漁業者は「大中型まき網漁業との調整を考える会」を平成17年6月に組織し、同船団団体との話し合いを続け、同団体が議決した「府沿岸における操業自粛決議措置」の遵守徹底の依頼活動を毎年続けてきた。また、平成24年8月の指定漁業の一斉更新に伴い、本船（網船）へのVMSの設置が義務付けられた。</p> <p>このような状況で、まき網船の違法操業が完全になくなるものと考えられたが、現場海域では従前と変わらず違法が疑われる操業が続いている。</p> <p>については、沖合漁業の適性な操業を確保し、漁場及び資源の持続的利用に資するため、下記事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国は許可権者として、大中型まき網漁業の違反操業に関する取締りをより一層強化すること。また、漁業取締りを十分機能させるため、付属船（特に灯船）へのVMS設置を早急に検討すること。</li> <li>2 頻繁にトラブルが生じている海域でのVMS情報の監視を強化するとともに、VMS及びその他有力な情報等により、違反行為が明らかである場合には、関係船団に対する指導、処分を迅速に行うこと。</li> <li>3 沿岸漁業者と関係大中型まき網船団とで実効性のある漁業協定を締結していくための話し合いの場の設定について斡旋を行うとともに、協議が円滑かつ十分に行われるよう立ち会い、指導・支援に努めること。</li> <li>4 沿岸漁業の重要な漁獲対象魚種であるブリ・マダイ等の未成魚や産卵親魚を無差別に大量漁獲するまき網漁業を規制する等、沿岸漁業者による資源管理の取組が無駄にならないよう、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るための措置を講じること。</li> </ol>	



新規要望	○継続要望
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>大中型まき網漁業は、漁獲能力が高くクロマグロをはじめブリ、アジ、サバ等を一度に大量に漁獲することから、沿岸漁業と漁場競合が生じているほか、漁場の荒廃や水産資源への影響が危惧されております。</p> <p>特に大中型まき網漁業が一度操業した後には、数日間にわたって魚が寄りつかなくなる等、沿岸漁業者の操業が成り立たなくなることが大きな問題であり、沿岸漁業者側には、大中型まき網漁業の規制強化について依然として強い要望があります。また、大中型まき網漁業の光力規制違反や禁止区域内における魚群探索等の違反情報も寄せられており、沿岸漁業者の不信につながっています。</p> <p>近年、水産庁は、両者の協議の場を設置し、積極的な関与により調整を図っていただいているところですが、引き続き、下記の事項について特段のご配慮をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 沿岸漁業者の重要な漁場については、大中型まき網漁業の操業を禁止（自粛）する措置を講じるなど、水産資源の保護と沿岸漁業者の円満な操業を確保すること。</li> <li>2 漁業構造改革総合対策事業によるプロジェクト計画の採択にあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得ること。</li> <li>3 大中型まき網漁業の光力規制をはじめとした各種規制の取締強化及び付属船へのVMS設置の義務付けを行うこと。</li> <li>4 クロマグロ資源の保護のため、産卵期、産卵場における操業を禁止するなど大中型まき網漁業のクロマグロの資源管理対策を強化すること。</li> </ol>	

○新潟、佐渡、富山、石川、福井、山形海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望	(趣旨説明：新潟・佐渡海区)
議 題	クロマグロの資源管理について	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>近年、クロマグロ資源の悪化に伴い、国際社会においてクロマグロの資源管理に高い関心が集まっています。</p> <p>我が国沿岸の資源である太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）等の機関が国際的に資源管理を行っていますが、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）等による最近の調査結果では資源の悪化が示され、資源管理がより強化される方向にある。</p> <p>従前からクロマグロを細々と漁獲していた曳き縄漁業、一本釣り漁業が平成23年度から届け出制となり、さらに今年度はブロック毎に沿岸漁業者が漁獲する漁獲量の上限を決めるという水産庁の方針が示される等漁業者の不安が高まっている。</p> <p>つきましては、クロマグロの資源管理について次のとおり要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>クロマグロの漁獲規制については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 先獲りによるブロック内各都道府県間の不平等が生じないように配慮すること。</li> <li>2 定置網での漁獲規制についての具体的調整案を示すこと。</li> <li>3 漁業者の操業に支障を来す場合には、損失補填措置を講じること。</li> </ol>		

○新規要望	継続要望
議 題	クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>クロマグロの資源管理については、中部太平洋マグロ類委員会 (WCPFC) 小委員会で、30kg未満の未成魚の漁獲量を平成14～16年平均の1/2に減少させることで関係各国が合意し、日本においては、沖合、沿岸漁業別、海域ブロック別に漁獲上限枠が設けられた。これに伴い、関係する漁業ではこの上限枠を超えないよう枠に近づいた段階で、休漁等の対策を講ずることになるが、定置漁業の場合、休漁するとクロマグロ未成魚以外の魚も漁獲できなくなり、漁業経営に与える影響が大きい。</p> <p>については、下記事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 クロマグロ未成魚の資源管理に当たっては、漁業の特性に配慮し、経営に支障を来さないような管理方法を検討すること。また、休漁等、資源管理の取組により収入減となった場合には、何らかの補填措置を講ずること。</p>	

○新規要望	継続要望
議 題	クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>近年、クロマグロの資源の悪化に伴い、その資源管理の必要性が報道され、漁獲規制については、漁業者のみならず、日本国民の関心が高まっております。</p> <p>沖合並びに沿岸でのクロマグロ漁獲量において、特に30k g未満の未成魚漁獲を半減させるとの管理措置は、将来のクロマグロ資源の利用を考えると理解しないものではありません。</p> <p>しかし、漁獲されるクロマグロは、定置網漁業、曳き縄漁業、一本釣り漁業などに限られ、そのほとんどが30k g未満の魚体の県も少なくありません。</p> <p>特に定置網では、クロマグロを狙って設置しているわけではなく、あくまで混獲魚であり、計画的に採捕することは困難で、入網をコントロールすることも、クロマグロだけの再放流も現実的ではありません。</p> <p>また、国が管理単位とするブロックにおいても、クロマグロ来遊の時期に地域のズレが生ずることは当然であり、先獲りなどが発生することも危惧されております。</p> <p>さらに、仮に未成魚の保護を実行したとしても、将来、30k gを超えるサイズのクロマグロ漁獲が期待できない県もあります。</p> <p>このように、特に零細な沿岸漁業者は、非常に大きな不安を感じておりますので、クロマグロの資源管理について次のとおり要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 クロマグロの漁獲規制については、地域によって不公平感の出ないよう、さらに沿岸漁業者が不利にならないよう配慮すること。</li> <li>2 クロマグロの資源管理については、漁業種類ごとに具体例を示した管理手法をもって指導すること。</li> </ol>	

新規要望	○継続要望
議 題	いかつり漁業集魚灯の光力削減について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>いかつり漁業集魚灯について、大光力には、より多くのイカが集まるものの燃油消費量が増加するため、全国いか釣り漁業協議会では平成21年1月以降、省エネ対策の自主的取組として、光力上限を10トン以上船160キロワット、5トン以上10トン未満船120キロワット、5トン未満船90キロワットとする自主規制措置に取り組んでいます。</p> <p>青森県海域でも、同内容を委員会指示発動による規制としているところであり、最近では全国的にもこの内容を旨とする知事許可での制限及び条件の付与や委員会指示の発動がなされ、公的規制措置に移行しつつありますが、未だ全国での統一した措置には至っていない状況となっています。</p> <p>また、近年、省エネに効果的なLED集魚灯が全国的に増えつつありますが、これまでの光力規制はメタルハライド灯の使用を前提とする消費電力の管理であり、光力そのものを規制したものではないため、今後、漁場において混乱が生じる可能性があります。</p> <p>つきましては、以下について具体的措置を講じられるよう要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 省エネの観点からも小型いかつり漁業の自主規制措置が効力のあるものにするために地域性を考慮した国の指導による法的措置とすること。</li> <li>2 集魚灯の種類が異なっても、公平に光力規制ができるよう、国において光力そのものや集魚効率を考慮した統一的な基準づくりをすること。</li> </ol>	

#### IV 外国漁船問題等について

新潟、佐渡、富山、○石川、福井海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望	(趣旨説明：石川海区)
議 題	日本海における外国漁船の操業秩序の確立と取り締まり体制の強化について	
提案理由、要旨等		
<p>新日韓漁業協定により、暫定水域に組み込まれた大和堆では、韓国漁船による底刺網や籠の敷設が依然確認されており、無秩序な操業による資源の枯渇が懸念される。また、我が国排他的経済水域（EEZ）においても韓国漁船の違法操業、中国漁船の無許可操業により、本県を含む我が国の沖合底びき網漁船やいか釣り漁船の操業に支障が生じている他、当該水域における、漁獲対象魚種のホッコクアカエビ資源の減少も懸念されている。</p> <p>については、大和堆周辺海域の資源の持続的利用を図るため、下記の事項について要望する。</p>		
記		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 韓国、中国漁船に対する我が国監視取締体制の強化、徹底を図ること。</li> <li>2 日韓、日中の政府間漁業交渉において、我が国排他的経済水域における韓国、中国漁船の現状を強く訴えるとともに、韓国、中国漁船による違法操業根絶のための監視取締体制の強化および操業秩序維持のための指導を要請すること。</li> </ol>		

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域における漁業操業秩序の確立について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>山陰沖に広範囲に設定された日韓暫定水域が、韓国漁船によって占拠され、我が国の漁業者が十分に操業できない状態となって15年が経過しており、漁業者による民間協議の成果として操業が可能となった僅かな漁場では、漁獲対象資源が枯渇し、既に漁場として機能していない現状が確認されている。</p> <p>また、この暫定水域を隠れ蓑にした韓国漁船による我が国排他的経済水域への違法な越境操業は、漁場維持機能管理事業によって繰り返し回収される大量の違法漁具からも明らかなどおり、悪質、巧妙化しながら止むことなく続いており、我が国の漁業資源に対する深刻な脅威となっている。</p> <p>については、日韓両国の排他的経済水域にかかる境界の画定と暫定水域の解消を早急に実現されるよう要望するとともに、それまでの間、下記について具体的な対策を講じられるよう強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 韓国漁船による我が国排他的経済水域内での違法操業に対する徹底した取締</li> <li>2 政府間協議による実効性を持った暫定水域内の操業秩序の確立と、日韓共同による資源回復対策</li> <li>3 漁場維持機能管理事業の継続と充実、強化</li> </ol>	

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日韓暫定水域について、民間漁業者間での協議により、平成21年に初めて暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施したが、沖合底びき網漁業関係者においては、平成22年に浜田沖及び隠岐北方の暫定水域について協議が決裂し、22年以降は同水域内での海底清掃は実施できていない。</p> <p>こうした中、現在まで協議を重ねているが、大きな進展が望めないことから、本県漁業団体は、民間主導による交渉は既に限界と認識している。</p> <p>一方、双方の排他的水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、継続して両国政府レベルで協議が行われ、国も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化しているものの、韓国側の違反操業は多発している。</p> <p>については、協定締結から10年以上経過した現在でも、暫定水域内の漁場荒廃・資源悪化が続いているため、暫定水域内の放置漁具等の海底清掃を実施し、暫定水域内の漁業秩序、資源管理方策を早急に確立する必要があるため、下記事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。</li> <li>2 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、海底清掃及び漁場交代利用について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。</li> <li>3 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。</li> <li>4 現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いており、これらの影響を受け厳しい経営を強いられている漁業者に対する支援について、投棄漁具の改修事業等に加え、基金化のメリットを活用した抜本的な経営救済対策を講じること。</li> </ol>	



新規要望	○継続要望
議 題	日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>島根県隠岐郡隠岐の島町所在の竹島は歴史的にみても国際法に照らしても、我が国固有の領土であることは明白です。</p> <p>しかしながら、竹島は半世紀以上に亘り韓国に不法占拠され、我が国の主権が行使できない状況にあります。</p> <p>竹島問題に端を発して設定された日韓暫定水域では、漁業秩序が確立できていないのが実態です。日韓漁業共同委員会交渉においては、韓国による漁業指導船派遣、日韓操業規制検討協議会の開催等、多少の進展が見られますが、基本的な問題は解決されていません。</p> <p>この状態が続けば暫定水域の水産資源の枯渇が懸念されるため、領土問題を早期に解決し、排他的経済水域を画定、暫定水域を撤廃すべきです。</p> <p>また、日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等については、水産庁や海上保安庁による取締りが行われているものの、排他的経済水域内における韓国漁船の違反操業は後を絶たないばかりか、違反の内容は年々悪質・巧妙化し、大量の密漁漁具が我が国漁業者による海底清掃により回収されています。</p> <p>さらに、日韓漁業共同委員会で決定される、はえ縄など韓国漁船の我が国排他的経済水域内への入漁隻数は協定締結時から減少しているものの、我が国の底びき網漁船などとの漁場競合が起こっている実態があります。</p> <p>ついては、本県漁業の存続に係る喫緊の課題である次の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 竹島の領土権を早急に確立し、暫定水域を撤廃すること</li> <li>2 竹島の領土権が確立し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること</li> <li>3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締の充実強化を図ること</li> <li>4 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと</li> </ol>	

V 漁業者の安全操業の確保について

山形海区漁業調整委員会

~~新潟 佐渡 富山 石川 福井~~ 海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>プレジャーボートの賠償責任保険についてはPR活動や漁船損害等補償法改正により漁船保険組合が引き受けられるようになるなど加入促進が図られている。しかしながら、強制保険でないためプレジャーボートの無保険船は少なからず存在し、とりわけ出航日数の少ない船に多いものと推察される。漁船との事故や漁具破損を起こした場合、無保険船では、休漁補償や漁具弁済が困難であるためトラブルに発展する事例が生じている。</p> <p>については、漁業者の安定操業の確保のため、漁場における漁船・漁業被害の補償制度の強化として下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 プレジャーボートの利用者に対して賠償責任保険の強制加入を法制化すること。</li> <li>2 法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。</li> <li>3 法制化されるまでの間、保険の加入率向上に係る施策を強化すること。</li> </ol>	

新潟、佐渡、富山、石川、○福井 海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	漁船とミニボートとの衝突の危険回避について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>ミニボートはその名のとおり小さいため、漁船からの目視およびレーダーによる確認が極めて困難である。近年、ミニボート利用者が増大しており、その多くが海のルールならびに気象および海象の影響を大きく受けやすいことを知らないため、重大事故の危険性が高くなっている状況である。</p> <p>また、海をはじめとする水面には海上衝突予防法などいくつかの守らなければならない交通ルールがあることも、依然として広く知られていない。</p> <p>については、より一層の安全指導に加えて、安全操業ならびに漁船とミニボートとの衝突の危険性を回避するため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 海面利用者相互の安全を確保するため、ミニボートの漁港および港湾周辺における航行範囲の制限および夜間航行の禁止措置を講じること。</p>	

新規要望	○継続要望
議 題	ミニボートの安全対策及びプレジャーボートの係留対策について
<p>当海区の沿岸海域においては、錨網による延縄切断や他船との衝突、さらに定置網への乗り上げや定置漁具に係留する等、プレジャーボート等が起因する事故や漁業を妨げる行為が絶えない。小型船舶操縦免許や船舶検査も要らないミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴いミニボートが関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に他船から確認しづらく、レーダーに映りにくいにも関わらず、海上、水上の基本的なルールを知らないユーザーが多く、漁業者の安全航行や安全操業を脅かす存在となっている。</p> <p>地方自治体が管理する港湾区域、漁港区域及び河川区域においては、無秩序な係留船や所有者不明の放置艇の浸水、沈没により周辺水域が汚染される等、ますます管理者の負担が大きくなる上、漁場への悪影響が懸念されている。これらは、プレジャーボートの数に比べ圧倒的に保管・係留施設が不足しているだけでなく、船舶所有者のモラル、責任感、遵法意識等の欠如に起因するものも少なくない。</p> <p>こうした中、京都府では漁業団体も参加する「京都府プレジャーボート等係留対策協議会」により、放置艇や無許可係留のパトロール及び啓発看板の設置を行うとともに、新たな係留施設の確保を検討しているところである。</p> <p>これらの問題を解決するには、国と地方とが一体となって早急に対策を講じる必要がある。ついては海面を利用する者の安全を確保し無秩序な係留等を無くすため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁業操業及び船舶航行の安全確保等に向けて、ミニボートの安全対策、海上のルール・マナーの周知徹底を図るため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講の義務付け、航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急にかつ確実に講じること。</li> <li>2 小型船舶の保管・係留施設を早期に拡充するため地方自治体等の取組を支援するとともに、保管場所を確認した上で登録を認める、船舶検査時に適正に管理されているか検認する等、無秩序な係留が早期に確実に減少するような具体策を講じること。また、船舶の適正管理、安全航行に関する意識啓発を効率的に行えるよう、プレジャーボート所有者の組織化を図る等、新たな対策を検討すること。</li> </ol>	

○新規要望	継続要望
議 題	外国漁船に対する我が国漁船の安全航行、安全操業の確保について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日中、日韓新漁業協定により設定された暫定水域及びその周辺海域では、各国の漁船が操業をしておりますが、外国船の集中操業や危険な航行により、我が国の漁船の安全航行、安全操業が脅かされる状況となっております。</p> <p>また、暫定水域周辺海域では我が国の権限が他国の船舶に及ばないため、外国漁船との間で事故等が発生した場合、原因等について十分な検証が出来ず、責任を追及できない事案も生じています。</p> <p>暫定水域及び我が国の排他的経済水域の境界付近での事故を抑止し、安心して航行と操業が出来るよう、次の事項を要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海上保安庁巡視船や水産庁取締船の増船や、人員増により、我が国周辺海域の外国漁船の監視体制をより一層強化すること。</li> <li>2 外国漁船及び外国公船の位置や動向についての情報収集体制を強化し、周辺で操業する漁船に迅速に情報提供できる体制を構築すること。</li> </ol>	